

草の根・人間の安全保障無償資金協力の概要

日本大使館

1. 概要

(1) 草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、草の根無償）は、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルに直接裨益するよう現地における具体的なプロジェクトに対して無償資金協力を行うものです。

(2) 草の根無償は、開発途上国の経済社会開発、民生の安定、福祉の向上などに寄与することを目的として実施されてきているわが国経済協力の一環として、その幅を広め、開発途上国の多様なニーズに応えるために1989年に導入された制度で、いわゆる草の根レベルに直接裨益する形のきめ細かい援助を実施することができる点で高い評価を得ています。

(3) また、増大するニーズに応えるため、草の根無償は制度発足以降一貫してその規模が拡充されています。なお、中国に対する草の根無償は、1990年に開始され、これまでに、貧困地域における初等教育、医療保健、民生環境などを重点分野として中国全体で644件、金額にして総額約47億円（約3.5億元相当）のプロジェクトが実施されています。

〔中国における草の根無償の実績〕

	年度	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	合計
在中国 大使館	件数	1	3	4	4	4	9	16	20	31	31	36	33	31	35	258
	金額 (億円)	0. 05	0. 11	0. 19	0. 18	0. 31	0. 62	1. 34	1. 78	2. 23	2. 56	2. 97	3. 25	2. 78	3. 30	21.6 9
各総 領事 館計	件数	0	5	9	9	10	16	23	36	40	47	57	54	39	41	386
	金額 (億円)	0. 00	0. 19	0. 34	0. 51	0. 75	0. 89	1. 76	2. 60	2. 79	3. 04	3. 35	3. 41	2. 68	3. 22	32.2 2
中国 全体	件数	1	8	13	13	14	25	39	56	71	78	93	87	70	76	644
	金額 (億円)	0. 05	0. 31	0. 52	0. 69	1. 06	1. 51	3. 10	4. 38	5. 02	5. 60	6. 32	6. 66	5. 46	6. 53	47.2 1

2. 供与限度額

(1) 草の根無償の供与限度額は、原則1000万円（約75万元）以下です。

(2) なお、プロジェクトの内容によっては、特別に5000万円まで認められるケースがありますが、その要件は非常に厳しく、また、総額が2000万円を超えるものについては総額の80%または2000万円のいずれか高い方の金額が供与限度額となります。

3. 対象団体

草の根無償の対象となる被供与団体は、開発途上国において草の根レベルの社会経済開発プロジェクトを実施している非営利団体です。具体的には、地方公共団体、中国に登録のあるNGO、教育・医療機関などが被供与団体となることができます。

4. 対象分野

(1) 基礎生活分野に資する分野及び人間の安全保障の観点から特に重要な分野を優先的に支援することを基本方針として、草の根レベルに対する裨益効果が高い分野、小規模な支援によって特に高い援助効果を発揮する分野、人道上機動的な支援が必要な分野などについて積極的に支援を行うこととしています。

(2) なお、望ましくない対象分野を挙げると以下のとおりです。

(イ) 高等学術機関における研究支援、被供与団体のキャパシティ・ビルディングなど、草の根レベルに対する裨益効果が明確でない（間接的すぎる）プロジェクトに対する支援。

(ロ) 商業活動に対する支援。

(ハ) 文化・芸術・スポーツなど、経済社会開発と関連性が薄く、経済社会開発とは言えないプロジェクトに対する支援。

(ニ) 政治目的・宗教布教目的が含まれる案件。軍事的利用が認められる案件。

5. 支援対象費用

(1) 草の根無償では、特定のプロジェクトに直接必要な経費のみ支援することができます。

(2) 自助努力支援の観点から、被供与団体の本部運営費など、特定のプロジェクトの実施とは関係のない経費など以下のような経費については支援されません。

<支援対象とならない費用>

- ・ 被供与団体自身の恒常的な運営管理費（事務所経費、人件費等）
- ・ 供与物資の維持管理費
- ・ 所得創出活動の運転開始資金
- ・ 特定個人に直接資金や財産を付与する奨学金・住居・衣服等
- ・ 土地購入
- ・ 草の根レベルに対する裨益効果が明確でない研究費用
- ・ 政府・自治体の収入源となる税金（付加価値税、関税）、費用（運営許可料）など

6. 申請方法

(1) 草の根無償の申請は、プロジェクトを実施する場所を担当している在外公館（大使館、総領事館）で受け付けています。

(2) 当館における申請については、「当館における申請要領」をご参照ください。

上記資料は日本在中国大使館ホームページ

(<http://www.cn.emb-japan.go.jp/jp/2nd%20tier/06odaj/oda040729-1.htm>) より抜粋

草の根技術協力事業の概要

JICA 中国事務所

草の根技術協力事業は、日本の NGO、大学、地方自治体、及び公益法人の団体等がこれまでに培ってきた経験や技術を活かして企画した、途上国への協力活動を JICA が支援し、共同で実施する事業です。

具体的には、JICA が提案団体による主体的な活動の提案を審査し、政府開発援助（ODA）による実施が妥当であると認める提案について、承認した活動計画に基づき、その事業を支援するものです。

Point 1 地域住民の生活に直接役立つ事業が対象です

開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ分野で、草の根レベルのきめ細やかな活動が行われる事業が対象となります。例として、次のような分野での事業が挙げられます。

-
- ✓ コミュニティ開発（農・山・漁村等の開発を含む）
 - ✓ 社会的弱者支援（高齢者・障害者・児童・女性・難民等支援等）
 - ✓ ジェンダー平等推進（法識字教育、女性に対する暴力防止・対応支援等）
 - ✓ 保健医療（地域保健、母子保健、公衆衛生、栄養改善、プライマリヘルスケア、リプロダクティブヘルス、HIV/AIDS 等）
 - ✓ 所得向上支援（伝統産業振興、住民組織化等）
 - ✓ 人材育成（教員養成、識字教育、ノンフォーマル教育、初等教育環境改善、職業訓練等）
 - ✓ 公害対策（水質・大気汚染対策、廃棄物処理等）
 - ✓ 自然資源の持続的利用（荒廃地回復、森林・水産資源管理等）

また、草の根技術協力事業では、人を介した「技術協力」であること、復興支援等の支援を必要とする度合いの高い事業／対象地域であること、日本の市民に対して国際協力への理解・参加を促す機会となること、の3点を特に重視します。

Point 2 対象国は世界 60 ヶ国以上！

対象となるのは、JICA 在外事務所が設置されている国々です。対象国によって実施の条件が異なりますので、詳細はお近くの JICA 国内機関までお問合せください。

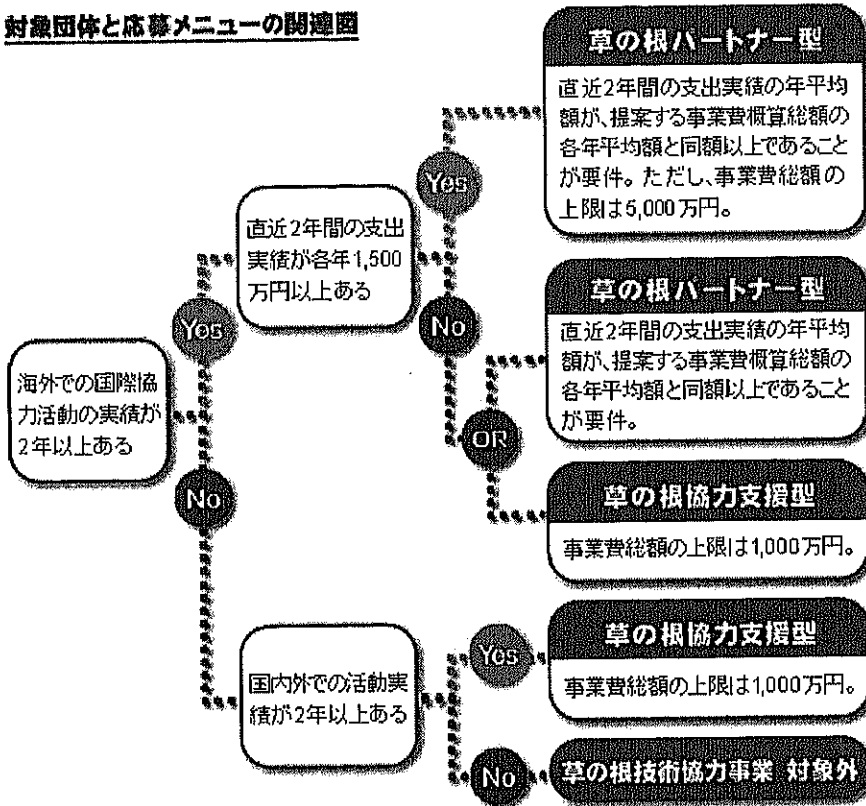
Point 3 提案団体と委託契約を締結して事業をスタートします

本事業の実施にあたっては、JICA と提案団体との間で業務委託契約を締結することになります。従って、助成金や補助金とは性格が異なる事業であることにご留意ください。

Point 4 応募メニューは 3 通り

応募メニューは、地域提案型、草の根協力支援型、草の根パートナー型の3通りです。なお、草の根協力支援型・草の根パートナー型どちらに該当するかご不明の方は、以下の対象団体と応募メニューの関連図でご確認いただけます。また、どのメニューも、ご相談は随時受付けております。

対象団体と応募メニューの関連図



地域提案型
～地域の技術・経験を活かして～

対象となる団体:
事業の提案は、地方自治体（実際の事業実施は、自治体と連携する団体等も可能）

事業の概要:

- 3年以内の事業であること
- 応募受付期間は、毎年8～9月頃(予定)

草の根協力支援型
～本格的な国際協力の第1歩を～

対象となる団体:
国際協力の経験が少ない
NGO等非営利団体、大学、公益法人

事業の概要:

- 総事業費に上限(1,000万円以下)がある
- 応募受付期間は、毎年8～9月頃(予定)

草の根パートナー型
～豊富な経験を活かして～

対象となる団体:
国際協力の経験が豊富な
NGO等非営利団体、大学、公益法人等

事業の概要:

- 総事業費に上限(5,000万円以下)がある
- 3年以内の事業であることと応募受付締切は、毎年6月と11月頃(予定)

Point 5 ご相談と応募書類の受付窓口

全国各地にある17ヶ所のJICA国内機関が、皆さまのご相談の窓口担当としてお待ちしております。是非ご相談にいらしてください。

地域提案型 ～地域の技術・経験を活かして～

地域提案型は、地方自治体が主体となり、その地域社会がもつ知識や経験を活かした事業を実施することにより、開発途上地域の経済及び社会の発展に貢献することを目的としています。地方自治体のもつノウハウやネットワークを最大限に活かし、開発途上国から日本の地域社会への人材の受け入れや、現地における技術指導を組み合わせたきめ細やかな協力の実施が期待されます。

地域提案型の基本情報

対象となる団体

- 地方自治体、自治体と連携する団体等
地方自治体から事業を提案していただきます。なお、実際の事業実施は地方自治体自らが行うか、もしくは地方自治体の実施を適当と判断したうえで指定する団体（法人 NGO、民間企業等）と連携することも可能です。

事業規模・期間

- 規模：1年あたりの事業費が、4,500千円以内（※）であること、かつ
専門家派遣1人/月が、1,000千円以内
研修員受入1人/月が、1,500千円以内であること
- 期間：3年以内

（※）4,500千円の上限に含まれない経費もあります。詳細は募集要項をご覧ください。

募集について

- 応募の受付は、年1回（毎年8～9月予定）

では、実際に応募をする時の手続きや、実施はどのような流れで行われるのでしょうか。簡単な流れを以下にまとめました。

●応募の手続き

STEP1. 事業アイデアの相談

国際協力活動のアイデアをお持ちで、JICAと共同で事業を実施されたい自治体は、まず所在地域を担当するJICA国内機関にお早めにお問合せ・ご相談ください。

STEP2. 案件提案表の作成・提出（毎年8月～9月頃実施予定）

提案いただいた自治体には、事業のアイデアをもとに、JICA国内機関と相談しつつ、案件提案表を作成していただきます。案件提案表の作成にあたり、JICA国内機関は、案件提案表の記載方法に関する説明や、対象国の現地情報の提供及び提案団体の実施体制等を考慮した事業の実現可能性を含む事業内容への助言を行います。

以上のやりとりを経た後、自治体には、事業の概要、目的、所要経費等を記した案件提案表を作成、JICA国内機関へ提出していただきます。

STEP3. 案件提案表の審査

【第一次審査】JICA国内機関において、事業対象国の現地情報、提案団体の実施体制等を考慮した案件の実現可能性を踏まえた上で審査を行います。

【第二次審査】JICA 在外事務所は、JICA 国内機関から提出された案件提案表に基づき、対象国の現地情報等を勘案しつつ審査を行います。

また、同時に第一次審査を通過した案件提案表について、JICA 本部と外務省及び関係各省との間で採択内定案件を決定する協議を行います。

【第三次審査】第二次審査で審査した案件提案表について、JICA 本部で全体の予算額等を勘案しつつ、最終的に採択内定案件を決定します。

STEP4. 結果連絡

ご提出いただいた案件提案表の審査結果は、JICA 国内機関を通じてご連絡します。審査の結果、草の根技術協力事業(地域提案型)として実施することが認められた事業が、採択内定案件となります。

●実施の流れ

STEP5. 相手国の了承取付

相手国政府等から事業実施に関する了承を取り付ける段階です。これは、本事業が政府開発援助(ODA)の一環として実施されることから、事業実施時に相手国政府との関係で混乱が起きることを避け、相手国において本事業が円滑に実施されるよう、事前に基本的な理解を取り付けることを目的に行うものです。

STEP6. 業務委託契約の締結

相手国政府等からの了承取付が確認された段階で、案件実施の条件が整ったこととなります。その後 JICA との契約交渉を経て、実施団体との間で契約を締結します(契約は年度ごとに締結します)。

STEP7. 事業実施スタート

STEP8. 進捗監理(モニタリング)と評価

実施中の事業について、実施団体は JICA 国内機関等と双方で、目標達成に向けた活動のモニタリングを行います。事業終了時には、事業目標の達成状況を評価し、報告会を開催して、事業実績とその評価結果を公表します。

★詳しくは JICA のホームページをご覧ください★

HP : <http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

中国 NGO-JICA ジャパンデスク

開設背景

JICA 中国事務所では 2004 年 5 月、日中 NGO の活動状況の紹介、本邦 NGO が中国で活動する際の留意事項、中国側 NGO のニーズ情報などの提供と草の根技術協力事業にかかるご質問への対応などを旨とし、「中国 NGO-JICA ジャパンデスク」を立ち上げました。今後、その内容を充実させてまいりますのでどうぞよろしく申し上げます。

概要

国名	中国
名称	中国 NGO-JICA ジャパンデスク
設置場所	JICA 中国事務所内
住所	中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号 発展大厦 1111 室 (郵便番号: 100004)
メールアドレス	jicacn-partners@jica.go.jp
ホームページ	http://www.jica.go.jp/china/index.html
就業日及び時間	月曜日～金曜日 (9:00～17:00 Local Time、但し 12:00～13:00 は昼休み)
担当者	王莉 (Ms. Wang Li)
使用可能言語	日本語、中国語
概要・目的	JICA 中国事務所 HP 上に NGO デスクのページを作成し、中国で活動する本邦 NGO 向けに情報提供、意見交換を図る。また中国国内 NGO とも関係を強化し、草の根事業の案件形成を図る。また事務所来訪者に対しても、関連情報を提供する。
本デスクと関係の深い NGO	CANGO (China Association for NGO Cooperation) など。
提供可能なサービス	中国で本邦 NGO が活動する上で必要な情報の提供 (安全情報を含む)、日中 NGO からの相談を受ける。草の根技術協力事業に関する問い合わせの対応など。

基調講演者履歴

ACC21 代表理事 伊藤道雄教授

略歴

- 1967.3 南山大学 外国語学部 英米学科 卒業
1971.12 カリフォルニア大学 ロサンゼルス校 (UCLA) 行政学科 修士課程 修了
1973.10~88.4 日本国際交流センター(1974.3 プログラムオフィサー, 1977.4 シニア・プログラムオフィサー, 1979.11 同センター内設置の公益信託アジアコミュニティトラスト運営委員会 事務局長兼任)
1983.4~97.3 (財)アジア経営開発協力財団プログラム・アドバイザー兼任
1987.10 NGO 活動推進センターを NGO 関係者と共同で設立, 常務理事・事務局長に就任
1994.11~ シーズ=市民活動を支える制度をつくる会 副代表
2001.10~ アジア農地改革 農村開発 NGO 連合副理事長
2002.4~03.6 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター(2002.3~NGO 活動推進センター 改称) 常務理事, 現在理事
2003.10~ 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科 教授(特別任用教員)
2005.4~ 「アジア・コミュニティ・センター21」設立、代表理事に就任

研究教育活動

国際協力に携わる市民組織の歴史とアジアで成長するNGOの動きを中心に研究を進める。青少年、母親、企業OB、教育関係者、労働組合員、議員、政府関係者、企業関係者等に対し、とりわけ当面は、大学の学生、労働組合関係者を中心に、グローバル化が進む世界の中でいま何がおきているのかを知ってもらう教育キャンペーンを計画中。

主要業績

- 【論文等】 第2章: NGO の国際協力活動 毛受敏浩著 草の根の国際交流と国際協力 2003.7 92-113 (単著論文)
【論文等】 第4章: ネットワーク NGO の貢献拡大に向けての提言 (特活)国際協力 NGO センター 国際協力 NGO のネットワーキングについての調査研究 2002.3 55-68 (単著論文)
【論文等】 第3章: 日本の NGO の人材の現状と課題、第4章: 日本の NGO の体質強化を促す政府等各主体の役割と方策 (特活)国際協力 NGO センター 国際協力 NGO の体質強化支援策に関する調査研究 2001.3 33-40, 41-64 (共著論文)
【論文等】 第3章: 共に生きる“地球市民社会”の実現をめざして — 国際協力に携わる市民組織(NGO)の活動 山岡義典編著 NPO 基礎講座 2 ぎょうせい 1998.8 69-10(単著論文)等

日本の国際協力 NGO の現状と中国 NGO との協働への展望
(基調講演レジュメ)

アジア・コミュニティ・センター21
代表理事 伊藤道雄
(JANIC 理事)

はじめに

1、 日本の国際協力 NGO の現状

- 1) NGO の意味と特性 (広義の NGO、狭義の NGO) (資料 1)
- 2) 日本社会における NGO の位置づけ
 - ① セクター論から見た NGO (資料 2 - 1)
 - ② 法制度と NGO (資料 2 - 2)
- 3) 国際協力 NGO に参加する人々と活動 (ビデオから)
- 4) データから見る国際協力 NGO の概況 (資料 3)
- 5) 政府との関係—補完から連携へ (資料 4)

2、 中国 NGO と日本の国際協力 NGO の協働についての展望

- 1) 中国の社会開発、環境保全等に参加する日本の NGO
 - ① 参加団体数と一覧 (資料 5)
 - ② 活動内容
 - ③ 課題
- 2) 今後への展望
 - ① ゆるやかなフォーラムづくり
 - ② 日本国内の市民活動団体／地域住民団体の参加
 - ③ 息の長い交流と協力関係の構築

おわりに

NGO の意味と特性 (広義の NGO、狭義の NGO)

広義の NGO (国連用語) : 非政府、非営利組織

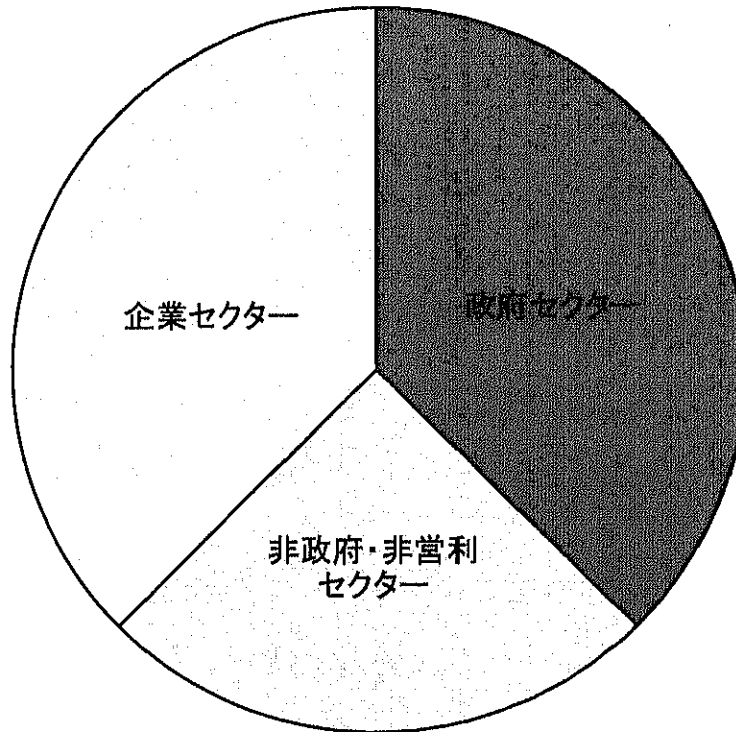
教育機関 (非政府・非営利)、福祉団体、職能団体、文化団体、市民団体、協同組合、労働組合、宗教団体、同好会、商業会議所、政府の外郭団体 (?), 他

狭義の NGO : 市民活動団体

市民活動団体 (NGO) の特性 :

- 1) 市民性
- 2) 自発性
- 3) 他益性 (愛他性)
- 4) 組織性 (継続性)
- 5) 組織・事業の参加型運営 (民主性)
- 6) (国際協力 NGO) 地球規模の課題への取り組みと地球市民意識

日本社会におけるNGOの位置づけ



(資料 (2 - 2 参照))

法制度とNGO

広義の公益法人

医療法人（医療法）

社会福祉法人（社会福祉事業法）

学校法人（私立学校法）

宗教法人（宗教法人法）

狭義の公益法人（民法34条）

財団法人（助成型と事業型）

社団法人

特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）

中間法人（中間法人法）

管理組合法人（建物の区分所有等に関する法律）

地縁団体（地方自治法）

協同組合（各種協同組合法）

中小企業協同組合法、農業協同組合法、水産協同組合法、

消費生活協同組合法

労働組合（労働組合法）

任意団体（ボランティア・グループ、同好会など）

日本の国際協力 NGOs の概況

* データは、JANIC 発行「国際協力 NGO ディレクトリ
—2004」 - 2004 年 3 月発行 - に基づく。

■ 数

354 団体 (アンケートに回答を得られなかった団体等を含むと、約 450 団体となる)
(JANIC「国際協力 NGO ディレクトリ—2004」2004 年 3 月発行) は 354 団体を掲載。以下は、掲載 354 団体のうち、事業規模など一定の基準を満たした 226 団体を分析した結果である。)

■ 海外の活動対象地域・国と団体数

アジア：177 団体 (78.9%) ~ フィリピン、タイ、インド、カンボジア、ネパール、バングラ
デシュ、ベトナム、インドネシア、ラオス、中国等 26 カ国

アフリカ：48 団体 (21.2%) ~ ケニア、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、エチオピア等 38
カ国

中南米：23 団体 (10.2%) ~ ペルー、ボリビア、ブラジル、エクアドル等 17 カ国

旧ソ連・東欧：22 団体 (9.7%) ~ ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、コソボ等 15 カ国

オセアニア：9 団体 (4%) ~ パプアニューギニア、バヌアツ等 6 カ国

■ 事業分野

教育、職業訓練、保健医療、人口・家族計画、給水・水資源、適正技術、農業、漁業、農村開発、
都市 (スラム) 開発・住居、地球環境問題、植林・森林の保全、土壌・大気、生物多様性、代替
エネルギー、食料・飢餓、小規模・地域産業、零細企業・露天業、小規模融資、債務・国際金融・
貿易、平和構築、予防外交、難民、軍縮、自然災害、人権、民主主義・良き統治、女性、子ども、
障害者、少数民族、被拘禁者、在日外国人 (このうち、高い関心分野・テーマ：教育、子ども、
保健医療、農村開発・農業、ジェンダー・女性、職業訓練、植林・森林の保全、難民救援)

■ 事業の形態 (協力形態)

資金助成、物資供与、技術者・専門家 (有給、ボランティア) 派遣、研修生の日本受け入れ、地
球市民学習・開発教育、情報普及、調査研究・政策提言、草の根貿易・フェアトレード、ネット
ワーキング等

■ 法人格の有無

法人団体：132 団体 (58%)

特定非営利活動法人 (104 団体)、財団法人 (14 団体)、社団法人 (9 団体)、社会福祉法人 (2
団体)、準学校法人 (1 団体)、公益信託 (1 団体)、任意団体：95 団体 (42%)

* 宗教法人等 4 団体が協力して設立した任意団体を含む

■ 財政

総収入：266 億 7,600 万円 (2002 会計年度)

* 226 団体の上位 25 団体 (11%) の総収入額は、約 190 億 8900 万円 (総額の約 71.5%)

* 約半数 (44.2%) の 100 団体は、2,000 万円以下の収入規模

財源の内訳：

(自己財源：59.0%)

寄付金 104 億 1,767 万円 (39.1%)

会費 29 億 8,215 万円 (11.2%)

事業収入 22 億 3,459 万円 (8.4%)

基金運用益 8,455 万円 (0.3%)

(助成金・補助金：9.9%)

—民間系—	
財団等助成金	11 億 8,541 万円 (4.2%)
国際ボランティア貯金	2 億 3,298 万円 (0.9%)
—政府系—	
外務省	5 億 7,978 万円 (2.2%)
環境省 (地球環境基金)	9,716 万円 (0.4%)
その他政府補助金	5 億 3,272 万円 (2.0%)
地方自治体	6,289 万円 (0.2%)
(委託金 : 10.9%)	
—民間系—	
財団等委託金	4 億 7,143 万円 (1.8%)
—政府系—	
外務省、JICA 等委託金	10 億 2,783 万円 (3.9%)
—国連機関系—	13 億 7,249 万円 (5.2%)
(その他 : 5.6%)	
その他	14 億 8,479 万円 (5.6%)
(前年度繰越金 : 14.9%)	
前年度繰越金	39 億 8,514 万円 (14.9%)

■ スタッフ／ボランティア

総数 : 4,675 人

(*ボランティアの数は正確に把握できないため、実際には5,000人以上いると推定される)

専従有給スタッフ : 2,153 人

(国内 : 910 人、海外日本人スタッフ : 240 人、海外現地スタッフ : 1,003 人)

非専従有給スタッフ : 473 人

(国内 : 144 人、海外日本人スタッフ : 40 人、海外現地スタッフ : 84 人)

専従無給スタッフ (ボランティア) : 205 人

(国内 : 144 人、海外日本人スタッフ : 40 人、海外現地スタッフ : 21 人)

非専従無給スタッフ (ボランティア) : 1,839 人

(国内 : 1,683 人、海外日本人スタッフ : 74 人、海外現地スタッフ : 82 人)

■ 維持・賛助会員

個人会員 : 488,032 人 (維持会員、里親会員等含む)

団体会員 : 18,963 団体 (企業 : 15,725 社、非営利団体 : 3,238 団体)

政府無償援助と NGO とのパートナー関係

● 国際協力 NGO とは？

「NGO」は Non-Governmental Organization (非政府組織) の略で、国連用語においては、国連各機関と協力関係にある、政府以外の非営利組織の呼称とされ、後に広く使用されるようになった。現在は、NGO とは開発、経済、人権、人道、環境などの世界的な問題に取り組む非政府、非営利的な組織を指す。

現在、各種国際活動に取り組む日本の NGO は全国で既に 400 以上に達している。日本の国際協力 NGO は 60 年代に誕生し、70 年代末から 80 年代初めにかけて、南アジア難民の支援活動に大いに貢献し、団体数も急速に増加した。特にここ数年、日本の NGO のコソボやアフガニスタン難民に対する人道支援活動が広く注目されるなど、目覚ましい発展を遂げている。

● 政府の国際協力 NGO に対する認識

NGO の国際協力においては、スピーディーかつフレキシブルで、行き届いた対応が可能な民間セクターを基点として、発展途上国の地域社会および住民向けに、これらと密接にかかわる援助および緊急人道支援が実施されており、国際社会で極めて重要な役割を發揮している。

このほか、政府は、ODA (政府開発援助) に対する広範な大衆からの支持を得るため、「国民参加型援助」の推進、広範な大衆に対する国際協力への参加呼び掛けが極めて重要であると認識しており、この観点から見た場合、国民参加型援助を中心とする NGO との協力関係は必要不可欠なものである。

政府と NGO の協力には次の 2 つの面が含まれる：「連携」—政府が ODA に関する政策決定を行なう際、または関連業務を実施する中で、NGO の人材、技術、経験を十分に活用する。「支援」—政府が NGO の国際協力に対して資金面でサポートする。このような体制の充実を図るためには、NGO と政府間の「対話」強化が必要である。

● 協力関係 (連携、支援、対話) の具体的な内容

政府と NGO の協力をめぐる具体的な実例の一つに、『外務省・NGO 共同評価』がある。当該評価は 1997 年に実施が開始された。同評価の目的は、NGO 関係者と外務省が共同で実施する救援活動に対する評価を通じて、相互理解を深め、今後の協力と連携の方向性を確定することにある。

このほか、2000 年度の緊急人道支援活動の中で、NGO、経済界、政府間の相互協力・連携が図られた、より効果的で、迅速な支援実施体制を確立するために、「ジャパン・プラットフォーム (Japan platform)」が設立された。これは、政府と NGO との協力におけるモデルといえる。

NGO の救援活動を支援するために、政府は 1989 年に「NGO 事業補助」および「草の根無償資金協力」を設置、これら制度は NGO の活動を支援する上での重点となっている。2002 年度、政府は NGO を対象とする草の根無償資金協力と、日本の NGO による緊急人道支援活動の実施を支援するための「NGO 緊急活動支援無償」との整合を図り、「日本 NGO 支援無償資金協力」を設立した。また、これを踏まえて、JICA 委託事業におけるパートナー型事業と小規模なパートナー型事業についても整合を図り、「草の根技術協力」を打ち出し、日本の NGO に対する支援度を更に強化・拡大した。

このほか、多くの NGO 団体の組織および実施体制が、日に日に拡大する開発協力活動に適応できないという点に鑑み、政府は 1999 年度に「NGO 活動環境整備支援事業」の実施を開始、「NGO 相談員」、「NGO 研究会」、「NGO 専門調査員」などの設置を通じて、NGO 団体が組織・実施面の充実を図れるよう支援している。

このような協力・支援を効果的に推進するために、政府は終始一貫して ODA 関連の政策方針および業務分野を重点として、NGO との対話強化を図っている。具体的な例として、「NGO・外務省定期協議会」、国外での「ODA 大使館」(日本大使館と日本の NGO との定期協議会)、「NGO-JICA 協議会」、「NGO-JBIC 協議会」、人口、AIDS、伝染病などの問題に焦点を当てた意見交換の場「GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会」などがある。上述の会議を通じて、政府と異なる視点と技術を持つ NGO との対話を絶えず深めている。

● 今後の課題

欧米各国の NGO は長期にわたって、確固とした組織構造を確立してきており、発展途上国の支援について、豊富な経験を持つ。これに比べて、日本の NGO の国際協力活動には依然として、多くの開拓、深化の余地があると思われる。政府としては、わが国の NGO が国際的な開発協力や人道支援活動により一層積極的に参加できるよう、NGO が直面する課題や NGO の発展に有利な条件を十分把握し、NGO に対する支援をより豊富かつ充実したものにし、NGO 活動の環境を絶えず整備していく必要がある。このほか、各種支援分野と課題について、NGO がその専門性や業務能力を絶えず高めていくための研修の強化も今後の重要な課題となるだろう。

中国の社会開発・環境保全等に参加する
日本の NGO

団体名	主たる事業分野
1、(社)アジア協会アジア友の会	教育、保健医療
2、アジアセンター21	教育
3、(特活)アジア砒素ネットワーク	給水・水資源、保健医療
4、(財)オイスカ	農業、農村開発、植林・森林の保全
5、(特活)CODE 海外災害援助市民センタ	自然災害、農村開発、少数民族
6、(特活)国際環境 NGO FoE Japan	森林の保全、債務・国際金融・貿易
7、(特活)沙漠植林ボランティア協会	植林・森林の保全、給水・水資源、農村開発
8、(財)ジョイセフ(家族計画国際協力財団)	家族計画、保健医療、教育
9、(財)世界自然保護基金	
10、(財)世界宗教者平和会議日本委員会	森林の保全、土壌・大気、生物多様性 自然災害、難民・国内避難民、スラム開発・
11、(特活)地球緑化センター	住居
12、チベット・スノーライオン友愛会&日本カム基金	植林・森林の保全 教育、職業訓練、少数民族
13、(特活)2050	女性、子ども
14、(特活)日中技術交流会	農村開発
15、(特活)日本口唇口蓋協会	保健医療
16、日本国際飢餓対策機構	食料・飢餓、農村開発、教育、保健医療、給水
17、(財)日本シルバーボランティアズ	農業、漁業、植林・森林の保全、工業技術
18、(財)日本フォスタープラン協会	農村開発、子ども
19、(特活)緑の地球ネットワーク	植林・森林の保全、給水・水資源、土壌
20、(特活)メコン・ウォッチ	森林の保全、生物多様性、環境
21、(財)ワールド・ビジョン・ジャパン	農村開発、食料・飢餓、自然災害、子ども

基調講演者履歴

清華大学公共管理学院副院長 王名教授

略歴

1960年10月生まれ、清華大学公共管理学院副院長、教授、博士指導教官、全国政協委員、中国民主建国会中央委員、中国民政部特別専門家、上海市民政局特別専門家でありながら、中国人民大学、北京師範大学、香港理工大学、マカオ科技大学、台湾政治大学など大学の兼職教授あるいは研究員である。同時に、中国紅十字總會、中国国連協会、中国人口福利基金会、中国扶貧基金会、中国国際民間組織合作促進会など機関の理事あるいは顧問を兼任している。

1997年日本名古屋大学卒、博士学位、専門は国際発展である。主な研究分野は以下の通りである：公民社会、NGO、非営利組織、公共管理。

主な著作

1. 『ドイツ非営利組織』 清華大学出版社 2005年
2. 『中国公共管理案例』 清華大学出版社 2005年
3. 『民間組織通論』 時事出版社 2004年
4. 『中国非政府公共部門』 清華大学出版社 2004年
5. 『非営利組織管理概論』 中国人民大学出版社 2002年
6. 『中国のNPO』（日本語）（東京）第一書林 2002年
7. 『中国社団改革—政府選択から社会選択へ』 社会科学文献出版社 2001年
8. 『中国NGO研究 2001—個別案件を中心に』 国連区域発展中心 2001年
9. 『中国NGO研究—個別案件を中心に』 国連区域発展中心 2000年

その他、学術論文 70 余編発表。



中国NGOの発展とその国際協力

—日中NGO国際シンポジウムにおける発言

清華大学教授：王名

2005.12

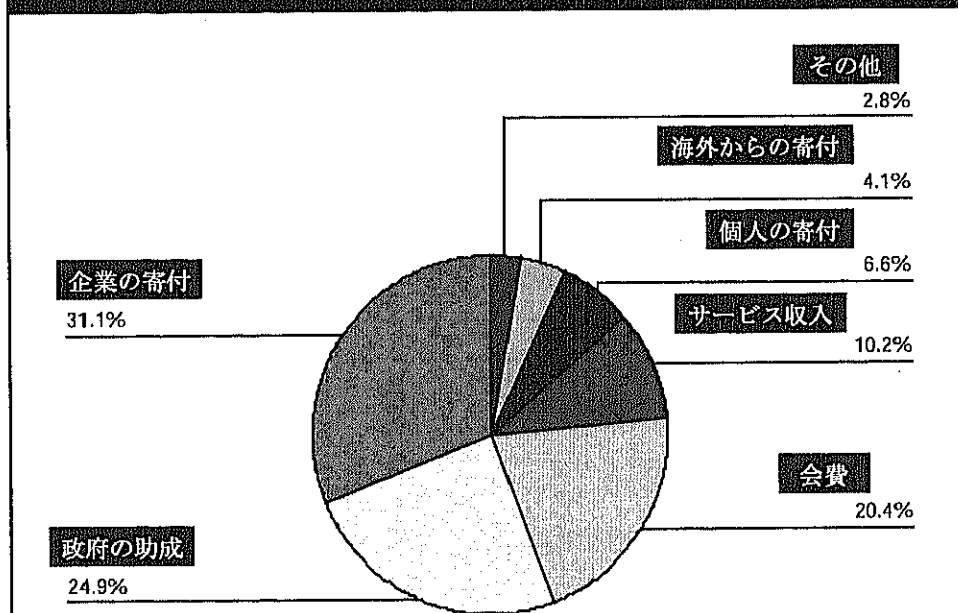
目次

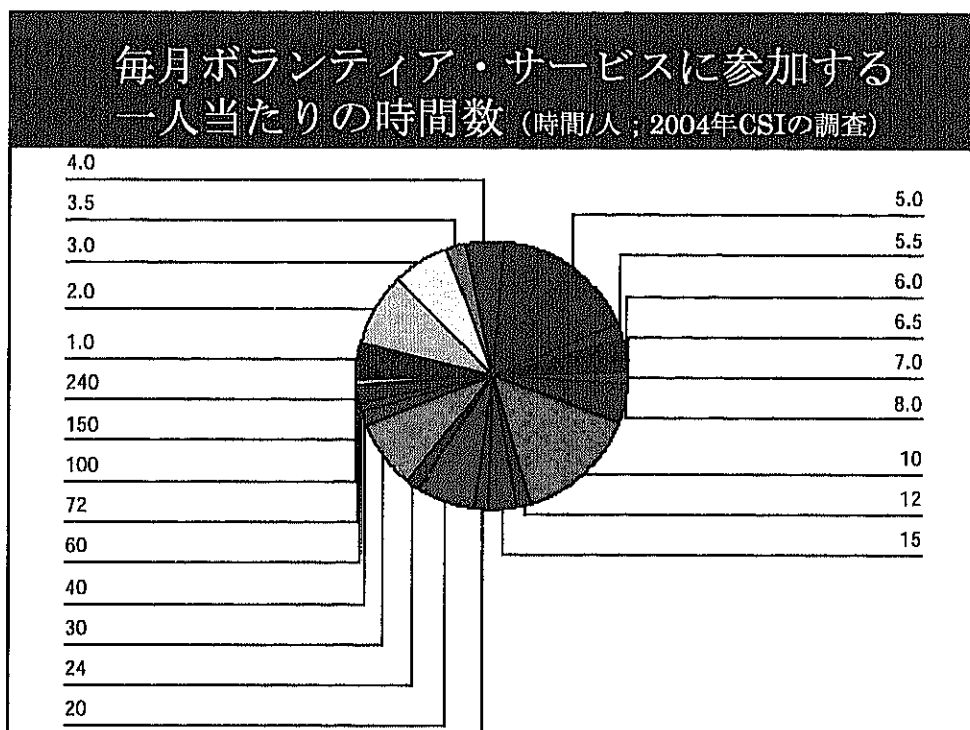
1. 中国NGO発展の現状
2. 中国NGOが直面する問題
3. 中国NGOの国際協力

1. 中国NGO発展の現状

- 各種社会团体：合法的登記15万9千団体
 - 民間運営非企業団体：合法的登記13万8千団体
 - 基金：合法的登記1,016団体
- } 計28万9千団体
- 任意団体と登記免除社会团体： _____ → 22種の系統
 - 工商部門に登記された非営利団体：約10～20万団体
 - コミュニティの民間団体：非登記約20～30万団体
 - 農村の民間団体：各種形式のものが約200万団体

NGOの資金源の構成 (%；2004年CSIの調査)





2. 中国NGOが直面する問題

- 許認可手続の重複の問題
 - 業務許可、民政部門への登記、登記免除、工商部門への登記、教育等の部門の許可など
- 法律の有効性の問題
 - 法律適用範囲内外の極端な差異、二種類の規則、「三不主義」、盲点、運用性の悪さ
- 資産不足の問題
 - 普遍的な資金、人材、施設、情報、ボランティア参加、政策的支援の不足
- 原動力不足の問題
 - 積極性、モチベーション、公益性、持続性、競争の不足
- 能力不足の問題
 - 専門性の不足、管理の不備、組織の不健全、知名度の欠如、信頼度の欠如
- 監督管理の弱体さの問題
 - 体制がなじまない、法規の不備、集団の力不足、体制の不健全、注力度の不足、経費不足、剛性不足

3. 中国NGOの国際協力

- **中国に進出している国際NGO**
 - 中国駐在の海外助成機構：約100余り
 - 中国駐在の海外プロジェクト機構：約2000団体
 - 中国駐在の海外商工会議所と業界協会：約数千
- **国連経済社会理事会に加入している中国NGO**
 - 既加入は15団体：中華全国婦女連合会、中国国連協会、中国障害者連合会、中国女性企業家協会、中国光彩事業促進会、等々
 - 加入待ち団体がCANGO（中国国際NGO協力促進会）など若干数
 - 政府の促進機構：外交部NGO処
- **国際協力に参加している中国NGO**
 - 専門機構：中国国際交流協会、中国人民対外友好協会、CANGO、、、、
 - プロジェクト協力：中華慈善総会、政府系の協会、基金、草の根組織
- **中国NGOが国際協力参加で直面する壁**

主な国外NGOの中国における助成とプロジェクト活動

- **フォード基金**
 - 1970年代から中国の公益事業に対し助成、88年事務所設立
 - 近年、毎年の大陸地区での公益助成額は約1,500万米ドル
 - 1988～2005年の対中公益事業助成総額は約1億9千万米ドル
- **ワールド・ビジョン**
 - 1982年から対中貧困扶助、教育等のプロジェクト、97年事務所設立
 - 近年、毎年の大陸地区でのプロジェクト支出は約1,200万ドル
 - 1982～2005年の対中貧困扶助、教育等の事業支出総額は約9千万米ドル
- **香港オックスファム**
 - 1987年から中国向けに各種公益プロジェクト展開、92年事務所設立
 - 近年、毎年の大陸地区での公益プロジェクト支出額は約4,600万香港ドル
 - 1991～2004年の対中公益プロジェクト支出総額は約2億1千万人民元
- **緑の地球ネットワーク（日本）**
 - 1992年から山西省で植林プロジェクトを展開、1999年6月にNPO法人化
 - 現地に認められ多くの表彰を受け、植林ボランティア延べ2,000人が訪中
 - 募金により山西省緑化植樹プロジェクトでの支出額は約2,000万人民元

中国NGOが国際協力参加で直面する壁

- ① 理念上の壁
 - 誤解1：国際協力＝国際援助
 - 誤解2：国際協力＝国際プロジェクト
- ② 制度上の壁
 - 二重の許可と登記制度
 - 外事管理と許認可制度
 - 寄付とプロジェクトマネジメント制度
- ③ 能力上の壁
 - 外国語能力：外国語人材、国際交流人材
 - 専門能力：所属分野での専門能力、情報処理能力、技術専門家の不足等
 - 管理能力：マネジメント専門家、プロジェクトマネジメント専門家、財務専門家等
 - 調整能力：政府、企業、NGO間、コミュニティとの調整
- ④ 文化上の壁
 - 異文化と異なる価値観に対する理解
 - 異文化に対する包容と寛容度、等々

ありがとうございました！

日中 NGO 交流・連携・発展シンポジウムに関する新聞報道一覧

	掲載年月日	発行地	マスコミ	タイトル
1	2005. 12. 1	中国・北京	新華網	日中 NGO は対話及び連携を強める
2	2005. 12. 1	中国・北京	中華人民共和国政府網	中日の NGO シンポ、北京で開催、対話及び連携を目指す
3	2005. 12. 1	中国・北京	phoen 資訊センター	中日の NGO シンポ、北京で開催、双方の対話を促進する
4	2005. 12. 1	中国・香港	文匯報	中日の NGO めぐるシンポ、北京で開催
5	2005. 12. 1	中国・北京	收易網	日中 NGO は対話及び連携を強める
6	2005. 12. 1	中国・北京	網易	中日の NGO シンポ、1日北京で開催、双方の対話を促進する
7	2005. 12. 1	中国・北京	北青網	中日の NGO シンポ、1日北京で開催、双方の対話を促進する
8	2005. 12. 1	中国・北京	中日韓科技経済合作情報網	日中 NGO は対話及び連携を強める
9	2005. 12. 1	中国・北京	慈溪新聞網	日中 NGO は対話及び連携を強める
10	2005. 12. 1	中国・江門	江門新聞網	日中 NGO は対話及び連携を強める
11	2005. 12. 1	中国・桂林	桂龍網	中日の NGO は対話及び連携を強める
12	2005. 12. 1	中国・マカオ	極動感	日中 NGO は対話及び連携を強める
13	2005. 12. 1	中国・北京	人民網	中日の NGO 交流・連携・発展シンポ、北京で開催
14	2005. 12. 2	中国・北京	人民網・日本語版	中日の NGO めぐるシンポ、北京で開催
15	2005. 12. 2	中国・北京	中日網	中日の NGO 交流・連携・発展シンポ、北京で開催
16	2005. 12. 2	日本・仙台	河北新報	NGO9 割非合法—北京シンポで「日本に学ぶことが多い」
17	2005. 12. 2	中国・北京	時事速報	中国社会に浸透する「NGO」=9割が非合法、日本と国際協力も
18	2005. 12. 2	中国・北京	長安街新聞	日中 NGO は対話及び連携を強める
19	2005. 12. 5	中国・北京	WTO 商情通報網	日中 NGO は対話及び連携を強める
20	2005. 12. 6	中国・北京	北京地球村ホームページ	北京地球村は中日 NGO シンポへ参加した
21	2005. 12. 6	中国・江蘇	江蘇環境網	中日の NGO 交流・連携・発展シンポ
22	2005. 12. 7	中国・寧夏	寧夏新聞網	日中 NGO は対話及び連携を強める
23	2005. 12. 9	中国・北京	中国青年報	日中 NGO は対話及び連携を強める
24	2005. 12. 9	中国・北京	中青網	日中 NGO は対話及び連携を強める
25	2005. 12. 9	中国・北京	中国 NPO 服務網	日中 NGO シンポは対話及び連携を目指す
26	2005. 12. 13	日本・東京	毎日新聞	交流進め、歴史への共通認識必要
27	2005. 12. 14	中国・北京	公益時報	中日 NGO は社会発展に提言する
28	2005. 12. 21	中国・北京	公益時報	アジアへ挺進—日本 NGO

朝日新聞 2005年12月1日 星期三

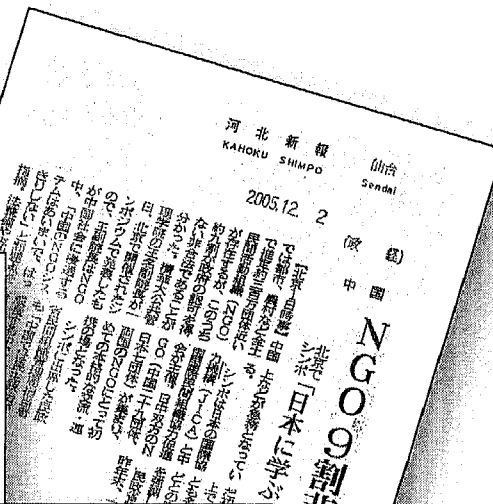
中日非政府组织论坛1日在京开幕 加强对话合作

【本報東京1日專電】中日非政府组织论坛1日在京开幕，来自两国非政府组织的约60名代表出席论坛。论坛旨在推动两国非政府组织间的对话与合作，扩大其在经济、社会进步等广泛领域产生的积极贡献。

此次会议由中国国际民间组织合作促进会(简称中民国际)和日本国际协力机构(简称JICA)联合主办。为期三天的会议中，与会代表围绕农村社区发展、环境保护以及教育等共同关心的问题展开讨论，并就非政府组织的成功案例进行了分析。



中日非政府组织论坛 2005年12月1日(星期三) 14:00-17:00 会场: 日中友好会馆



中国社会上浸透する「NGO」= 9割が非合法、日本と国際協力

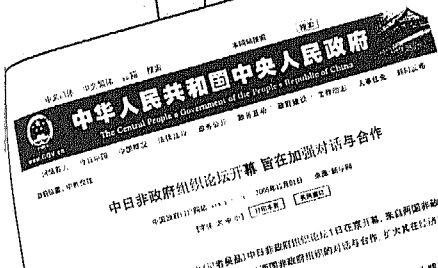
【本報北京1日專電】中国で急速に増加している非営利組織(NPO)が中国で中国に浸透する「NGO」の9割が非合法。日本と国際協力機構(JICA)は、中国のNGOと対話し、社会貢献のあり方を模索している。...

廣州ホンダが12位で最高 製造業が上位独占中国の外来資付

【本報北京1日專電】中国の製造業は、日本からの外来資付の上位12位に独占している。中でも、自動車メーカーのホンダは、中国で最も多く資付を受けている企業の一つとなっている。...

中国社会上浸透する「NGO」= 9割が非合法

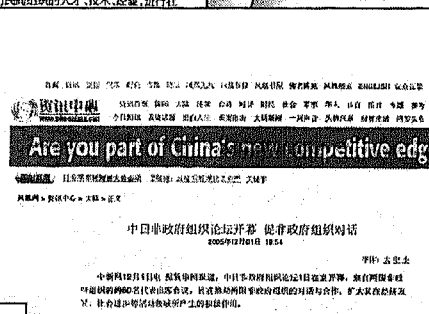
【本報北京1日專電】中国で急速に増加している非営利組織(NPO)が中国で中国に浸透する「NGO」の9割が非合法。日本と国際協力機構(JICA)は、中国のNGOと対話し、社会貢献のあり方を模索している。...



民間組織 NGO/NPO

NGO 態

【本報記者 魏芳】 為進一步推動中日兩國民間團體的交流與合作，12月1日至3日，中國國際民間組織合作促進會(CANCO)與日本國際協力機構(JICA)聯合主辦的「中日NGO交流・合作・發展論壇」在東京舉行。



日本代表、亞洲社區中心理事長伊藤道雄、日本國際協力機構(簡稱JICA)代表團成員、與會代表圍繞農村社區發展、環境保護以及教育等共同关心的问题展开讨论...

中日非政府组织论坛1日在京开幕 加强对话合作... 此次会议由中国国际民间组织合作促进会(简称中民国际)和日本国际协力机构(简称JICA)联合主办。

中日非政府组织加强对话

【本報記者 魏芳】中日非政府组织论坛日前在京开幕，来自两国非政府组织的约60名代表出席论坛。论坛旨在推动两国非政府组织间的对话与合作，扩大其在经济、社会进步等广泛领域产生的积极贡献。

中日非政府组织论坛1日在京开幕 加强对话合作... 此次会议由中国国际民间组织合作促进会(简称中民国际)和日本国际协力机构(简称JICA)联合主办。

